

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が定める  
託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令に基づく事業者設定基準届出書

経料発 28 第 10 号

平成 28 年 10 月 31 日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号  
東京電力パワーグリッド株式会社  
代表取締役社長 武 部 俊 郎

別表に掲げる電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 表)

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令	
第11条第2項	送配電関連固定費又は送配電関連可変費への配分基準
第16条第2項	託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）及び電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）の送配電関連固定費、送配電関連可変費又は需要家費への配分基準
第25条第3項	送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
第9条第2項	第9条第1項第2号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第12条第2項	第12条第1項に規定する値に代わるものとして設定した値

(別紙)

送配電関連固定費又は送配電関連可変費への配分基準

[第11条第2項関係]

	配分基準
給料手当(環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理。
給料手当振替額(貸方)(環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理。
雑給(環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理。
消耗品費(環境対策費を除く。)	総アンシラリーサービス費は、送配電関連固定費に整理。 総離島供給費、総送電費、受電用変電サービス費、配電用変電サービス費、低圧配電費、高圧配電費及び給電費は、送配電関連固定費と送配電関連可変費の割合が一對一となるように整理。
修繕費(環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理。
託送料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
事業者間精算費	送配電関連可変費に整理。
委託費(環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理。
養成費(環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理。
諸費(環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理。
地帯間購入電原費	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
地帯間購入送電費	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
他社購入電原費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
他社購入送電費	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
建設分担関連費振替額(貸方)(環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理。
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)(環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理。
地帯間販売電原料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
地帯間販売送電料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
他社販売電原料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。

(別紙)

託送収益(電源線に係る収益を除く。)、事業者間精算収益、電灯料(離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)及び電力料(離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)の送配電関連固定費、送配電関連可変費又は需要家費への配分基準

[第16条第2項関係]

	配分基準
託送収益(電源線に係る収益を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
事業者間精算収益	送配電関連可変費に整理。
電灯料(離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。
電力料(離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理。

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準  
[第25条第3項関係]

(基準託送供給料金の決定)

1 料金の種類

送配電関連設備の利用形態、使用期間に応じた原価の差異を考慮して、定額接続送電サービス料金、標準接続送電サービス料金、臨時定額接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金、予備送電サービス料金を設定する。

また、送配電関連設備の利用状況を踏まえ、標準接続送電サービス料金に代えて選択できる料金を次のとおり設定する。

(1) 時間帯別接続送電サービス料金

電力系統全体のピークが昼間に発生していることから、基準託送供給における昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の利用状況の格差を勘案し、昼間と夜間のそれぞれについて電力量料金率を定めるものとする。

(2) 従量接続送電サービス料金

自己等への電気の供給において、ごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した電力量料金率を定めるものとする。

(3) 夜間時間に最大需要電力が発生する場合の割引額

電力系統全体のピークが昼間に発生していることから、高圧または特別高圧で供給する場合で、基準託送供給における送配電関連設備の利用において夜間時間に最大需要電力等が発生し、かつ、標準接続送電サービス料金または時間帯別接続送電サービス料金の適用を受けるときには、昼間時間と夜間時間の固定費負担格差を勘案し、昼間時間の最大需要電力を上回る部分に応じて割引額を算定の上、料金から割り引くこととする。

2 料金率

基準託送供給の料金率は、需要の規模に応じる基本料金と供給した電気の量に応じる電力量料金を組み合わせた二部料金制、従量料金制および定額制により設定する。

3 供給区域内の電気の潮流状況を改善する場合の割引額

市区町村ごとに当該市区町村の発電電力量および需要電力量等から潮流状況を改善すると評価できる地域を設定し、小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を発電する発電設備が、当該潮流状況を改善すると評価できる地域に立地する場合は、当社が当該発電設備から受電した電力量等（当該発電設備を維持し、および運用する発電契約者以外の事業者等を介して当該発電設備に係る電気を調達する場合〔再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づき、契約者が指定した当該発電設備に係る電気を調達する場合を除く。〕の当該電気を除く。）と割引単価を基礎に割引額を算定の上、料金から割り引くこととする。また、割引単価については、基幹系統に係る設備投資が抑制され得ることおよび上位系統のロス分に係る電気価値を踏まえ、受電電圧ごとに設定する。

なお、平成28年3月31日以前に割引対象とされてきた地域において、現に割引の適用を受けている電源についても、暫定的に、引き続き割引くこととし、基幹系統に接続する電源の割引単価を適用する。

第9条第1項第2号に規定する基準に代わるものとして設定した基準  
 [第9条第2項関係]

1. 設定した基準

(1) 活動帰属基準

	配分基準
建設分担関連費振替額(貸方)	受電用変電及び配電用変電の帳簿価額比
株式交付費	受電用変電及び配電用変電の帳簿価額比
株式交付費償却	受電用変電及び配電用変電の帳簿価額比
社債発行費	受電用変電及び配電用変電の帳簿価額比
社債発行費償却	受電用変電及び配電用変電の帳簿価額比
電気事業報酬	受電用変電及び配電用変電の帳簿価額比

(2) 配賦基準

	配分基準
役員給与	受電用変電及び配電用変電の箇所数比
給料手当	受電用変電及び配電用変電の箇所数比
給料手当振替額(貸方)	受電用変電及び配電用変電の箇所数比
退職給与金	受電用変電及び配電用変電の箇所数比
厚生費	受電用変電及び配電用変電の箇所数比
雑給	受電用変電及び配電用変電の箇所数比
養成費	受電用変電及び配電用変電の箇所数比

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

変電費の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔1.設定した基準〕に掲げる活動帰属基準及び配賦基準を設定することとした。

(別紙)

第12条第1項に規定する値に代わるものとして設定した値

[第12条第2項関係]

1. 設定した値

第13条第2項第7号に掲げる需要家費のうち、需要家設備関連費用の抽出については、第12条第6項第1号に定める割合の算定を、同条第1項第6号に定める値によらず、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した値によるものとする。

具体的には、配電設備のうち、架空引込線、地中引込線、電流制限器、計器に係る費用及び屋内配線の調査委託に係る費用については、口数比で配分せずに、各設備に対応する電圧区分に応じて、特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要に直接整理するものとする。

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

需要家費の内容を踏まえた、より適切な整理を行うため、上記値によることとした。